

KITA きつね通信

<https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

01
January
2019
No.041



王子税務署長 田島 孝



王子税務署長 田島 孝

署長 挨拶

旧年中は、水越会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、地域の盆踊り大会への参加、「税を考える週間」特別講演会の開催等、広く地域社会に貢献されるとともに、第9回「税に関する絵はがきコンクール」、「親子租税教室都電deさっずたっす2018」などの活動を通じて、次代を担う子供達への租税教育活動を展開するなど、税知識の普及と納税意識の高揚にも大きく貢献されております。

これらの活動に対しまして心から敬意を表しますとともに、今年も、より公益性の高い活発な事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、早いもので、私が王子税務署長に就任して半年が経過しましたが、さらに貴会の活動にお力添えができるよう、本年も引き続き皆様との協調関係をより一層強固にして王子法人会を盛り上げていきたいと考えております。

新しい年が良い一年でありますよう、また、公益社団法人王子法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



王子法人会長 水越 乙彦

会長 挨拶

昨年の、この年頭での挨拶で、第3次世界大戦が始まるのではないかと心配しておりましたが、その半年後には、その当事者であるトランプ大統領と金正恩委員長がシンガポールで握手するなど考えられないことだらけの一年でした。

今年は10月に消費税が久しぶりに8%から10%に上げられる予定になっており、おまけに日本では初めての軽減税率の適用等で、末端での混乱は避けられそうにはありません。課税の原則である、公平・中立・簡素の最後の簡素から外れているようで、多くの人が反対しています。

納税は国民の義務であり、社会の基礎になります。そのための税制を理解し、自分だけでなく、子や孫のため、将来を見据えた方向に進んでいきたいと思えます。

加 賀



北区長
花川 與惣太

本年も、より個性豊かで、魅力的な「ふるさと北区」の実現に、取組んでまいります。



北都税事務所長
木下 誠

納税者の皆さまの納得と信頼を得られるよう、納税者サービスの向上に取り組んでまいります。



北区議会議長
榎本 はじめ

児童・生徒の成長に合わせた租税教育を、学校と共に充実していきたいと存じます。



王子税務署副署長
田坂 正樹

本年もe-Taxの利用促進、消費税軽減税率制度の周知にお力添えをよろしくお願ひします。皆様のご健康並びにご事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。



副会長
田中 昌史

「温顔無敵」
会員の皆様の笑顔にかなうものなし。
幸多き一年をお祈り申し上げます。



副会長
田村 純朗

皆様のご事業のご繁栄と地域社会の発展のために力を合わせてまいりたいと存じます。
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



副会長
木佐貫 正

本年は会員交流・親睦・地域活性化と猶一層
充実させていきたいと存じます。



副会長
大貫 新一

様々な法人会活動の場を通じて、個性豊かな方々と
出会い、お互いに共感し、尊敬・信頼の関係を築くこと
によって「人間力」を育んでいきたいと思ひます。



副会長
酒井 克昌

平成から次の時代へ、消費税改定など様々な
変化の中、変わらず会員皆様のための活動に専念
致します。



副会長
関根 正直

王子法人会と地域の発展を祈念しつつ
努力してまいります。



副会長
矢口 哲也

「流汗悟道」
知識だけでなく、それを実践していただける事業
をとの思いで本年も努力して参ります。



副会長
飯野 正則

軽減税率制度への対応、事業承継税制の活用
等、緊急を要する研修会、講演会を開催してまい
ります。



副会長
鈴木 康之

あけましておめでとうございます。
本年もwebサイト、KITAきつね通信を解りやすくして、
地区活動の充実の手助け出来ればと思っております。



副会長
清水 陽一

法人会の活動に携わる究極の目的は自らの事業
の発展にあると思ひます。それが多少遠回りであっ
ても。

平成30年度 王子税務署納税表彰式 受彰者決まる

平成30年11月16日(金) 於:北とぴあ 飛鳥ホール



受賞者とお祝いにつけつけた皆様

菊薫る佳き日に、北とぴあ飛鳥ホールにおいて、王子税務署主催の納税表彰式が開催され、王子税務署田島署長より受彰者各位に厳粛のうちにも親しみをこめて賞状が授与されました。納税道義の昂揚や税務行政に多大な貢献をなされた方々の永年の功績が評価されて、名誉ある受彰となったものです。引き続き、北区税務団体協議会長表彰が行われ、大室税団協議会長より受彰者の皆様へ賞状が授与されました。受彰者の皆様に心よりお祝い申し上げます、ここにご紹介いたします。

王子税務署長表彰状

矢口 哲也 副会長
岡本 百合子 理事
榎本 武男 理事

王子税務署長感謝状

阿部 敏子 理事
橋本 修一 理事
三宅 康雄 理事

北区税務団体協議会長表彰

阿部 一男 地区幹事
沖田 洋子 理事
小松 栄美子 理事
澤田 信子 地区幹事
山田 真由美 地区幹事
(順不同)

北都税事務所 税務功労者感謝状



三宅 康雄 理事

北都税事務所主催の感謝状贈呈式が11月7日(水)十条台区民センターにおいて開催され、当会理事三宅康雄氏が税務功労者感謝状を受彰されました。ここにご紹介し、お祝い申し上げます。

水越会長 平成30年度東京都功労者表彰受賞

平成30年10月1日(月) 於:東京都庁第一本庁舎5階大会議場



東京都功労者表彰式にて(一列右から2人目)

平成30年度東京都功労者表彰式が10月1日(月)東京都庁第一本庁舎5階大会議場において開催され、当会会長水越乙彦氏が東京都功労者表彰を受彰されました。

ここにご紹介し、お祝い申し上げます。



水越 乙彦 会長

便利で安心、頼れるたきしん

たきしん 瀧野川信用金庫

たきしんホームページ <http://www.takishin.jp/>

(北区店舗)

本店	〒114-8571	北区田端新町 3-25-2	03-3893-6151	赤羽支店	〒115-0055	北区赤羽西 1-35-9	03-3900-7111
東十条支店	〒114-0001	北区東十条 5-5-10	03-3902-1191	浮間支店	〒115-0051	北区浮間4-13-1	03-3967-6241
西ヶ原支店	〒114-0024	北区西ヶ原 2-45-12	03-3910-3911	田端支店	〒114-0014	北区田端 1-13-11	03-3828-6211

(無人キャッシュコーナー 本店むつみ通り出張所 北区田端新町 1-2-12)

平成30年度「税を考える週間」特別講演会 平成30年11月5日(月) 於:北とびあ つつじホール

「変革と承継」

講師

株式会社タニタ元代表取締役社長 谷田大輔氏



会場風景



講師の谷田大輔氏

当日は、初冬とは思えないような好天の中で今回の講演会を開催することができ、まずは一安心。さらに多数の方々にご出席賜り、ここに深く感謝申し上げます。今年には株式会社タニタ元代表取締役で、あのタニタ食堂の生みの親である谷田大輔氏を講師としてお招きいたしました。

まず冒頭、体重と寿命について話された中で「肥満は寿命を短くする」ということを掲げられ、人の血液の役割は「老廃物を吸い上げて、栄養を配る」ものである。タニタで研究したところでは、このことを踏まえ「健康のためには歩くことが走ることより大事」また「人生の中でゴールは定めずに明確な目標を一つ一つ実行していくことが健康寿命を延ばす」と述べられた。

ここから話は、赤字企業がどのようにして世界的に有名な企業へと変貌を遂げたのかということへ入っていった。谷田氏が社長に就任された頃、会社は三期連続で赤字であった。当時作られていたものは、ライター・トースター・体重計の三事業であったそうだ。谷田氏はこの中から自社ブランド品として育てたいと思うものを一つ特化し、その生産効率を追求し、全てを内製化し、そこから黒字を伸ばしていった。それが体重計であった。では、どのようにして谷田氏はタニタを世界トップへと導いたのか。そこでリーダーの役割として、トップ自身が目標を設定し(この場合は長期の目標として体重計で世界No.1となる。)、この目標へ向かって人を活かす経営

をされたことをまず第一に述べられた。第二に、コンセプトを変えることによって企業を変貌させることができたことと述べられた。アメリカの交通産業を例に出され、その中心が、船会社→鉄道会社→自動車会社と遷移した経緯に触れ、もし船会社が貨物のみの輸送に限らず人と貨物の移送に着目してい

たならば、その後の移り変わりに変化があったかもしれないということを実際にアメリカの地で肌身を通して学ばれたそうだ。そこで氏は、体重計から体重ビジネスへとその企業のコンセプトを変えることとなった。当にこれが事業の変革である。本社に「ベストウエイトセンター」を創設した。こちらのコンセプトは「体重が重い≠肥満、脂肪が重い=肥満」に基づき、運動はもちろんのこと、栄養・調理・食べ方等から、どうすれば肥満にならないかということを目指したそうである。このことから体重計に脂肪計をプラスしたヘルスメーターを生み出すこととなった。この施設は当初から15年でその幕を閉じたのであるが、ここで培われたノウハウが自社の社員食堂で活かされることとなった。のちの「タニタ食堂」の始まりである。これらのことから更に一歩進み体重ビジネス→健康ビジネスへと舵をきったと述べられた。このようにオンリーワン経営を目指されたことで競争力が強化され惹いてはそのブランド力が高められ、体脂肪計では世界トップへとなったわけである。

氏の巧みな話術と現場で自ら鍛え上げられた知識・見識で、出席されたの方々にはあっという間の90分であり、氏の話に熱心に耳を傾けておられた姿を見ると、講演会に満足していただけたと信じております。

公益事業推進委員会委員長

矢口 哲也



矢口委員長の閉会挨拶



花束贈呈

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 - ・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
 - ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

と でん 都電deきつず たっくす 2018

スタート
北とぴあ

北とぴあ、または、ゆいの森あらかわ から
スタートしてチェックポイントを
まわりましょう！
チェックポイントでは…!?



イータ君とタックス・タクちゃんがお見送り



いよいよスタートです!



チェックポイント
旧醸造試験所

飛鳥山

チェックポイント
飛鳥山公園



国重要文化財 旧醸造試験所第一工場



チェックポイント：旧醸造試験所



チェックポイント：飛鳥山公園



税金かるた

都電deきつず たっくす2018

副部会長 水越 正

今回の租税教室は、イベントの地域を北区から荒川区に展開、その名も「都電 de きつず たっくす 2018」※(都電荒川線は、現在、東京さくらトラムの名称)

都電を利用しながら北区、荒川区の施設や名所を回ります。途中のポイントでは、ご当地クイズや税金クイズに税金かるたと、大人でも頭を悩ます問題ばかり。都電にのっている時だっけクイズがあり、休んでいる暇はありません!

北区組のスタートは、毎度おなじみの「北とぴあ」、荒川組は「ゆいの森あらかわ」とどちらも区を代表する施設。途中のポイント、旧醸造試験所、飛鳥山公園、荒川自然公園、荒川車庫を通過して、最後はあらかわ遊園とかなりの長旅です。

ゴールのあらかわ遊園では、税の広報大使として大活躍の

「全力少女R」がお出迎え、疲れも吹き飛んだ子供たちに笑顔が戻ります。ゴールのあとも、舞台を使っの税金クイズ、歌や踊りにみんなで大いに盛り上がり、租税教室はその幕を閉じました。



全力少女Rの租税教室

「税」を子供たちに伝え、関心を持ってもらうことは想像以上に難しく、イベントへの取り組みは試行錯誤の繰り返しです。我々は、今回のイベントにおいて、地域を広げ、実行する仲間の範囲も広げる決意をしました。王子法学会が北区で開催していたものを荒川区まで広げ、実行についても青年部の仲間である第5ブロック11単位会に協力をつのり、みなでつくりあげたのです。その過程では様々な困難もありましたが、それ以上に得るものも大きく、租税教室が次のステージへと上がるきっかけになったのかと思います。

「きたっくすウォーク」から掲げてきたスローガン「地域を知り、税を知る」を1人でも多くの子供たちに伝えることが我々の使命です。そして、それを1人でも多くの仲間と共有したい。

我々の「税」についての活動は、これからも続きます。このイベントに参加された皆様と、ご協力・ご協賛いただきました全ての方に感謝申し上げます。それでは、また来年お会いしましょう!



ボランティアの皆さんお疲れ様でした

ゴール あらかわ遊園



キッズニア東京「TAX WEEK ～税を考える週間」 平成30年11月15日(木) 於:キッズニア東京

青年部会

キッズニア体験レポート

橋本 麻央 さん (小2)

わたしは、11月15日にキッズニア東京に行きました。
 ぜい金かるた大会にさんかしました。
 かるたは、ぜい金についてのものでした。
 むずかしかったけど、ドキドキして楽しかったです。

その後、「ぜいむ広ほうかん」というぜいむしょく員のお仕事をしました。お仕事の内ようは、ぜいの始まりやぜい金の使い道など、パネルの前でみんなに伝えました。

マイクを持って大ぜいの前で話すのは、きんちょうしましたが、とっても楽しかったです。

ぜいの始まりが、やよい時代からあったのには、みんなおどろいていました。

ぜい金はみんなのために集めて、みんなの役に立つことに使っているんだなあと思いました。
 また、キッズニアに行きたいです。

豊福 優和 さん (小3)

11/15にキッズニア東京に行ってきました。
 最初に税務署の仕事体験しました。
 初めに税について教えてもらいました。
 その後、税務署の職員になって
 シャウエッセンのお店で、税務調査をしてきました。
 私の仕事は、店員さんに質問をすることでした。
 とても緊張しました。
 体験後に透明の電卓をもらえてうれしかったです。
 今回の体験で、物を買うときにも税金(消費税)を払っていることを初めて知りました。

いろいろな税があることと、集めたお金はみんなの役に立つことに使われていることを学びました。

他にも、いろいろな仕事の体験ができて楽しかったです。

体験できなかった仕事やもう一回やりたい仕事があるので、またキッズニアに行きたいです。

第9回 税に関する絵はがきコンクール 審査発表



北区教育委員会教育長賞
山崎明さん
滝野川小学校6年



王子法人会会長賞
長谷川莉子さん
王子第一小学校5年



女性部会長賞
長岡青生さん
滝野川もみじ小学校5年



王子彰友会会長賞
安田有里さん
滝野川第二小学校4年

女性部会は、昭和51年9月に発足し、今年で42年になります。女性の立場から税に対する認識と理解を深めようと研修すると共に法人会活動の推進に協力することと地域活性化の為に頑張っております。平成22年度より租税教育活動の一環としてスタートしました「税に関する絵はがきコンクール」も9年目となりました。

昨年同様展示スペースの確保も難しくなっており、又、児童数の減少、学校の統合も今後増えていくのも現状です。今年度も4年生から6年生を対象に総応募数、911枚でした。

10月5日に厳正なる審査が行われ、優秀作品7点、入選作品10点が選出され、11月16日に行われた納税表彰式にて無事各賞の表彰式が行われました。

校長先生はじめ学校関係者の皆様にはご協力頂きまして、改めて感謝申し上げます。

来年は10回目となる節目の年となります。北区内学校全体で取組んで下さいませよう今後もお願いさせて頂き、役員一同頑張って行く所存です。



税務署長賞
小平夏鈴さん
滝野川小学校6年



北区長賞
松友京花さん
西学園小学校6年



都税事務所長賞
花井梓里さん
滝野川小学校5年



表彰式の会場で集合写真



各賞を受賞された皆さん

入選作品



森柗真さん
滝野川小学校6年



高野龍之介さん
滝野川小学校6年



嶋本理央さん
滝野川小学校6年



石田竜暉奈さん
滝野川小学校6年



ラハマ 郎紗さん
王子第五小学校4年



中村りおさん
滝野川もみじ小学校5年



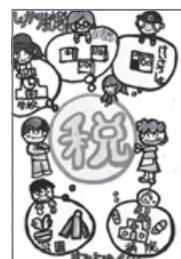
村上歩香さん
滝野川もみじ小学校4年



東璃衣子さん
田端小学校4年



今想太さん
滝野川第三小学校4年



杉田結萌さん
滝野川第三小学校4年

今回応募いただいた表彰作品7点、入選作品10点を王子駅前の「王子カルチャーロード・ギャラリー」に11月19日から11月27日まで展示しました。また、今後も以下の会場・日程で展示します。又、今年度より卒業する6年生を対象に展示致します。ご了承下さい。

- 展示会場と日程 —
- 王子カルチャーロード：平成30年11月19日(月)～11月27日(火) 表彰・入選作品
 - 北とびあ区民プラザ：平成30年11月27日(火)～12月4日(火) 表彰・入選+6年生作品
平成30年12月4日(火)～12月11日(火) (2回に分けて展示)
 - 王子税務署：平成31年2月4日(月)～3月31日(日) 表彰・入選+6年生全作品
(北区王子3-22-15) ※税務署は祝祭日お休みです。(9:00～17:00迄)

優秀作品は、最後のページに掲載しています。

作品は王子法人会のウェブサイトでもご覧いただけます。 [王子法人会 検索 https://www.oji-hojinkai.or.jp/](https://www.oji-hojinkai.or.jp/)



式典風景

今大会のスローガン 「未来を切り開く先駆けとなれ」 ～天下布武発信の地岐阜から～

副部長 古賀 欣治

会場すぐ側には日本三大清流のひとつ長良川が流れ、また見上げれば、その昔戦国の時代に天下布武を夢見た織田信長が城主になった岐阜城が金華山の上から品良く凛々しく会場を見守っている。豊かな自然と日本に変革をもたらしてきた歴史あるこの地で大会は開催され、全国の法人会から合わせて2,500名もの会員が集り、我々王子法人会青年部会からは橋本部長をはじめ7名が参加し、部長サミット、租税教育事例発表、記念式典、物産展、大懇親会など盛り沢山の催しで会場は活気に満ちていました。

部会が最優秀に選ばれ、代表者の表情からは真剣に取り組んだからこそその感慨無量が伝わってきました。

「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である」この理念のもと、日々の本業や私生活の中で、自己研磨をはかり企業価値の向上に努め、手弁当で地域社会のために活動する法人会会員の存在は美しく尊いのだということを改めて思います。

私個人的には今回の参加で、法人会青年部会の活動を理解する良い機会であり、自らの在り方を省みる機会でもあり、同行した会員との心の距離を縮める機会となりました。

活動を共にする会員の仲間とは、互いに尊重し、研磨し、成長し、気のおけない仲間として今後とも楽しく過ごせれば幸いです。



全国青年の集い岐阜会場



プレゼン会場

中でも参加の主目的である、全国各地から選抜された局連代表12単位会の租税教育事例発表を拝聴。どちらの事例も素晴らしい取り組みをされており、作り込まれたプレゼンテーションはそれまで尽力されてきた足跡が感じられました。

プレゼン結果発表では、テーマ

【「税の使い道総選挙2018」～繋がる租税活動】の金沢法人会青年

税を考える週間 広報活動

部長 橋本 修一

毎年11月11日～17日は国税庁が定めた「税を考える週間」です。その間の13日に東法連青連協(48単位会)が主体となり、山手線10駅(渋谷・新宿・池袋・日暮里・上野・秋葉原・東京・新橋・田町・品川)で税務広報活動がおこなわれました。

王子法人会青年部会からは、私橋本と森本部会員が参加し、荒川・西新井と共に日暮里駅を担当しました。12時ちょうどに、税の広報大使であるアイドルグループ“全力少女R”が東法連青連協会長・副会長と共に日暮里駅に到着し、皆で一斉に税務広報物とともに法人会PRのチラシを600部配布しました。去年は上野駅を担当し、1000部を15分程度で配布し終えましたが、人通りの違いもあってか今年は30分以上と苦戦を強いられました。

当日の様子はNHKとフジテレビ系列で配信され、法人会の活動がマスコミ等への発信力をさらに高めることができました。



日暮里駅にて



全力少女Rの皆さんと全力でPR



熱心に講義を受講する皆さん

公益セミナー

「働き方改革の法改正で変わる就業規則」
を担当して

特定社会保険労務士 佐藤 良道



講師の佐藤良道先生

初めての3日間連続のセミナー講師を担当させていただきましたが、皆様方のご協力をいただき無事終了することができました。書面をお借りしまして御礼申し上げます。受講生におかれましても3日間熱心に受講していただきお疲れ様でした。

働き方改革は、マスコミ等に取り上げられましたが、今ひとつ難解で、経営者側と労働者側ともに評判が悪かったようです。そこを分かりやすく説明して、ご理解をいただくことを狙いとしてセミナーを進めてまいりました。分かっていたければ、働き方改革が避けて通れない道であることを認識できるからです。

では、なぜ「働き方改革」が必要なのでしょう。それは、ズバリ「生産性の向上」です。これに取り組まなければ、日本の多くの企業の成長が見込まれなくなる恐れがあるからです。今までの無駄な残業を減らし、時間ではなく成果を評価する

働き方に一步でも近づくことが求められます。そのためには、「労働時間法制の見直し」であり、働き過ぎを防ぐことで、働き人の健康を守り、ワーク・ライフ・バランスを実現しなければなりません。次に「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」です。つまり同一企業内での正規雇用と非正規雇用との不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選んでも納得できるようにすることです。

以上のような背景を根底に、①働き方改革関連法の概要、②就業規則の基本ポイント、③働き方改革に伴う新しい就業規則、④就業規則の点検・整備に分けて説明いたしました。

要約しますと、働き方改革法に基づき、自社の労務管理をどう変えていかなければいけないかということです。

「働き方改革」を自社発展のステップとして位置付けるのか、それとも経営の足かせになってしまうのか、経営者の手腕が問われるところではないでしょうか。



矢口委員長

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TKK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



王子税務署からのお知らせ

軽減税率対策補助金

軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際^(注)に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

(注)リースによる導入も補助対象となります。

軽減税率制度に対応するためのレジや受発注システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。

○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型



A型(複数税率対応レジの導入等支援)のポイント

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③ タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台当たり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期限	平成31年12月16日までに交付申請書を提出 ※平成31年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。

B型(電子的受発注システムの改修支援等)のポイント

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。

補助率	2/3
補助額上限	① 小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ② 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③ 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1/2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請期限	①システム改修等の場合：平成31年6月28日までに交付申請書を提出。交付決定を受けた後、平成31年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。平成31年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ②パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：平成31年12月16日までに交付申請書を提出(平成31年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。)

軽減税率対策補助金等に関する問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合わせください。

URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル 0570-081-222

【受付時間】 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

北都税事務所からのお知らせ

～北区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)



償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成31年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	東京都北都税事務所 償却資産班
申告期限	平成31年1月31日(木)

- ◆詳しくは、東京都北都税事務所償却資産班〈03-3908-1180〉までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産 クリック

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

クリック

ヘルプデスク ☎0570-081459 (左記電話番号につながらない場合:☎03-5500-7010)
9:00から17:00 (土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)



ハローワーク からの お知らせ

キャリアアップ助成金(6 選択的適用拡大導入時) 処遇改善コース のご案内



キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。
今回は6「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」についてご案内します。

- 労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施する事業主が、雇用する有期契約労働者等について、当該措置により新たに被保険者とし、当該有期契約労働者等の基本給を増額した場合に助成します。

支給額

…()は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額 <<1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は30人まで>>

*基本給の増額割合に応じて	3%以上 5%未満 :1人当たり 19,000円 < 24,000円> (14,250円 < 18,000円>)	
	5%以上 7%未満 :1人当たり 38,000円 < 48,000円> (28,500円 < 36,000円>)	
	7%以上 10%未満 :1人当たり 47,500円 < 60,000円> (33,250円 < 42,000円>)	※1 平成32年3月31日までの暫定措置となります。
	10%以上 14%未満 :1人当たり 76,000円 < 96,000円> (57,000円 < 72,000円>)	※2 対象労働者が複数以上であり、基本給の増額割合が異なる場合は、最も低い増額割合の区分の支給額が適用されます。
	14%以上 :1人当たり 95,000円 < 120,000円> (71,250円 < 90,000円>)	

対象となる労働者

…次の①～⑤までのすべてに該当する労働者が対象です。

- ① 支給対象事業主に雇用される有期契約労働者等であること。
- ② 措置の該当日の前日(以下「措置該当日」という。)から起算して過去3か月以上の期間継続して有期契約労働者等として雇用されていた者であること。
- ③ 措置該当日の前日から起算して過去3か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者であること。
- ④ 労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施した事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族および姻族をいう)以外の者であること。
- ⑤ 支給申請日において離職※1していない者であること。

※1 本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く。

対象となる事業主

…次の①～⑦までのすべてに該当する事業主が対象です。

- ① 労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施した事業主※1であること。
※1 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第17条第5項の申出をし、任意特定適用事業所該当通知書の交付を受けた事業主をいう
- ② ①の措置該当日において、新たに社会保険の被保険者となった全ての有期契約労働者等の基本給を増額し、かつ、定額で支給されている諸手当を減額していない事業主であること。
- ③ ①の措置該当日において、新たに社会保険の被保険者となった全ての有期契約労働者等の基本給について、①の措置を講ずる前の基本給と比べて一定の割合(3%以上)で増額する措置を講じた事業主であること。
- ④ 有期契約労働者等を措置適用後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して基本給の増額後6か月分(勤務をした日数が11日未満の月は除く)の賃金を支給した事業主であること。
- ⑤ 措置該当日以降の期間について、当該労働者を雇用保険及び社会保険の被保険者として適用させている事業主であること。
- ⑥ 上記⑤実施後に、社会保険加入状況及び基本給を明確にした雇用契約書等を作成および交付している事業主であること。
- ⑦ 生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあっては、当該生産性要件を満たした事業主であること。

専用のパンフレットがございますので、詳細については、ハローワークまたは東京労働局助成金事務センターへお問い合わせ願います。

第13地区 平成30年度自衛隊記念日 観閲式

平成30年10月8日(月) 於：陸上自衛隊朝霞訓練場

陸上自衛隊朝霞訓練場に観閲式総合予行を見に会員9名で行ってき
ました。

見事な観閲行進(徒歩)・観閲飛行・観閲行進(車両)に感動しました。
帰りは、焼肉屋さんで腹ごしらえと懇親を深めて充実の一日でした。



陸上自衛隊朝霞訓練場にて



話題のスカイダックを背に。

第22地区 日帰研修会

平成30年10月13日(土) 於：東京スカイツリー

東京スカイツリーとスカイダック(水陸両用バス)。
全員で頂まで上り、関東平野を一望。昼食を楽しんだ後、
旧中川まで下町観光をしながら目的地に到着、そのまま
川にバスごとザブーンと入水。ダック笛でバス中で
騒ぎ、楽しく過ごした一日会員研修会でした。



第20地区 健康セミナー

平成30年10月26日(金) 於：愛恵福祉支援財団

テーマは「意外と知らない日本人の8割は猫背 体の不調は姿勢
から」、講師はたいよう整骨院の平山院長。参加者は27名でした。
「自分で猫背を治すセルフケア」は参考になり、個別の質問にも丁寧
に答えていただきました。大満足の会でした。



健康は美しい姿勢から。



参加者全員で集合撮影。

第15地区 日帰り旅行 平成30年11月18日(日) 於：埼玉県

去る11月18日第15地区の日帰り旅行を実施したところ、多くの会員ならびにご家族が
参加され楽しい一日となりました。今回は、近くて遠い埼玉県を巡るということで、北本市の
グリコ工場、川越市、吉見百穴、森林公園と回ってきました。特に、グリコ工場では創業
者江崎利一氏の幼少期から起業成功への礎を築き上げたことを、フィルムと解説付きで
紹介され、多くの参加者の参考となる内容でした。また、懐かしいグリコのおまけを年代ごと
に展示しており、参加者一同おまけを見てその時々を思い起こしているようでした。

〈地元全力投球〉



東京シティ信用金庫

赤羽支店 北区志茂2-33-14 TEL 3902-4371(代)
東王子支店 北区豊島3-19-4 TEL 3912-3221(代)

INFORMATION
board

新春講演会 新年賀詞交歓会のご案内

日時／平成31年1月22日(火) 場所／北とぴあ 北区王子1-11-1

● 新春講演会 ●

『怒りを味方につける9つの習慣～人生が変わるアンガーマネジメント入門～』

講師／瀬戸口 仁先生 会場／16階 天覧の間 時間／16:00～

● 新年賀詞交歓会 ●

会場／13階 飛鳥ホール 時間／17:30～



1月

- 17(木) 女性部会常任幹事会
- 20(日) 厚生事業推進委員会 日帰りバス旅行
- 21(月) 第8地区新年会
- 22(火) 新春講演会
- 22(火) 新年賀詞交歓会
- 23(水) 新設法人説明会
- 23(水) 「事業承継と自社株評価仕方」講習会
- 24(木) 決算法人説明会
- 25(金) 正副、常任理事、監事会
- 29(火) 青年部会 創立40周年記念講演会・祝賀会

2月

- 1(金) 女性部会新年賀詞交歓会
- 4(月) 赤羽(第3・4)ブロック講演会
- 7(木) 王子(第1・2)ブロック講演会
- 13(水) 決算法人説明会
- 15(金) 女性部会常任幹事会
- 18(月) 正副、常任理事、監事会
- 20(水) 女性、青年部会合同講演会

王子法人会ホームページアドレス <https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

編集後記

皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別なご高配を賜り、誠に厚くお礼申し上げます。

この度、編集後記を書くにあたり、法人会での活動の少ない私に何か書くことがあるのか悩み、思いついたのが以下のことです。

旧年号ではコーナー初の王子税務署田島署長と王子法人会水越会長との対談を掲載されていましたが、私事ですが、その司会進行という大役を賜り、皆様のご協力のもと素晴らしい対談にすることができました。司会進行とは名ばかりで、お二人の数多い趣味の話などを楽しくお聞きしながら過ごした数時間でした。終始穏やかな雰囲気の中行われた対談で、私もスタッフの一人として撮影のセッティング等やれることを探しましたが、本当に役立たずで、お茶配りしかできませんでした…きつね通信には、正味1時間以上行った対談の一部分しか載っておりませんが、署長の職歴や会長の法人会入会の話の拝聴し、これまでお二方が行ってきたすばらしい功績が伺えました。すばらしい先輩方の話からいい刺激をもらい、その思いを受け継ぐとともに、これまで以上に気持ちを引き締めて、自分の課題に取り組んでいきたいと思えます。本年もより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

広報委員 丸野 由美子

読者投稿大歓迎

テーマは自由です。
採用された方には
もれなくクオカードを贈呈。

スマホでキツネ通信

右記のQRコード
よりアクセスして
キツネ通信をお読
みいただけます。



<https://www.oji-hojinkai.or.jp/kitakitsune/>

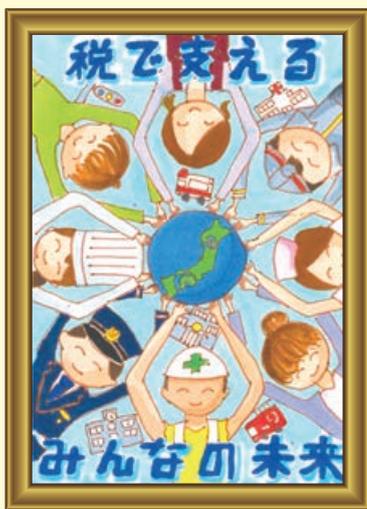
Androidの場合はAndroidマーケットから
PDF読み取り用アプリをダウンロードして下さい。
(Adobe Reader等)

第9回

税に関する絵はがきコンクール

優秀作品

優秀作品に選ばれた7作品を紹介いたします。受賞されたみなさん、おめでとうございます。



北区長賞

松友 京花さん

西浮間
小学校6年



税務署長賞

小平 夏鈴さん

浮間
小学校6年



王子法人会会長賞

長谷川 莉子さん

王子第一
小学校5年



北区教育委員会教育長賞

山崎 明さん

滝野川
小学校6年



都税事務所長賞

花井 梓里さん

滝野川
小学校5年



王子彰友会会長賞

安田 有里さん

滝野川第五
小学校4年



王子法人会 女性部会長賞

長岡 青生さん

滝野川もみじ
小学校5年

入選作品は、10ページに掲載しています。



きつと、夢咲かせる

城北信用金庫は、所属する

アスリートを紹介スポーツの

万能性への理解を深めることで、

より豊かな地域や社会づくりを目指します。

SAJ31承認第00195号

フリースタイルスキー・ハーフパイプ
鈴木 沙織

Johoku Athletes Club

競技やシーズン、活動拠点の違う6名のアスリート職員が在籍しています。



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

2019.3.16 開演17:00 (開場16:30)

歌手として50年余り、人として70年余り。私のジグソーパズルのピースがひとつひとつ不思議なほど繋がってはっきりと絵が見えてきた気がします。人生の転機となった1968年、激動の中で生まれた「ひとり寝の子守唄」。そこからの歌手・加藤登紀子の軌跡は世界の歴史と出会う旅でもありました。この公演では、そんな想いを、北川翔の哀愁のバラライカとともに贈り致します。

これからの50年を生きる人たちのために、人生4幕目の幕を開けます。

北川翔 (バラライカ)

加藤登紀子 コンサート

花はどこへ行った

チケット 発売中

出演者 加藤登紀子(歌) / 北川翔(バラライカ) / 大田智美(アコーディオン) / 鬼武みゆき(ピアノ) / 鳥越啓介(ベース)

曲目 百万本のバラ / ひとり寝の子守歌 / 悲しき天使 / 愛の讃歌 / 花はどこへ行った ほか

会場 **北とぴあ さくらホール**
(JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子駅」徒歩2分)

全席指定	一般	S席 4,800円	A席 4,300円
	北区民	S席 4,320円	A席 3,870円

※北区民割引での販売は北とぴあ1階チケット売場のみ。住所が確認できるもの(免許証、保険証など)をご提示ください。

プレイガイド

- 北とぴあ1階チケット売場(窓口のみ) / 10:00~20:00 ※臨時休館日10:00~18:00、全館休館日は休業
- チケットぴあ(Pコード133-238) ●電話予約▶0570-02-9999 ●インターネット予約▶http://pia.jp/t/
- ※セブン-イレブン、サークルK・サンクスで直接お買い求めいただけます。
- e+(イープラス)▶http://eplus.jp (パソコン・携帯) ※ファミリーマートでも直接お買い求めいただけます。

※未就学児入場不可
※車椅子席をご希望の方は(公財)北区文化振興財団(電話03-5390-1221)へお申し込みください。(要予約・数に限り有り)

※託児サービスご希望の方は、チケットを購入後、3月8日(金)迄に下記へお申込みください(2歳~就学前・有料・先着順)。
イベント託児マザーズ0120-788-222 (平日10時~12時、13時~17時)

主催・お問い合わせ (公財)北区文化振興財団 03-5390-1221 (平日9:00~17:00)

Present

ご招待 2組4名様

ご希望の方は、官製はがき又はFAX・メールにて希望のプレゼント名、住所、氏名、会社名、年齢、ご意見ご感想を記入してお申し込みください。発送をもって発表にかえさせていただきます。

FAX: 03-5390-1115 e-mail: info@oji-hojinkai.or.jp
〒114-0002 北区王子1-11-1 北とぴあ12F 公益社団法人王子法人会

応募締切 2019年【1月末】まで

プレゼント名

- 住所
- 氏名
- 年齢
- 会社名
- 性別
- TEL
- KITAきつね通信に関するご意見、ご感想